

議員提出議案第        号

## 地方議会議員年金制度の復活に反対する意見書

地方議会議員年金制度は、平成 23 年 6 月 1 日に廃止されました。

しかしながら、平成 24 年 5 月 24 日に第 104 回市議会議員共済会代表議員会において、廃止された地方議会議員年金に変わる新たな地方議会議員の年金として、市町村長や勤労者が加入する基礎年金に上乗せの報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされた。

また、平成 28 年 7 月及び平成 29 年 8 月には全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、同様の決議や要望を採択し、国や国会の関係方面に要請活動がおこなわれています。

議員年金制度は、廃止されたものの、元議員等の既存支給者への給付はこの先約 50 年続き、その公的負担累計総額は、約 1 兆 1,400 億円にもものぼる巨大な額となります。その原資はすべて税金であり、国や各地方自治体の財政運営に少なからぬ影響を与えています。

国民の日常生活は依然として厳しい環境に置かれている中で、地方議員だけを特別扱いすることは許されない。地方議会議員年金制度廃止後も、莫大な税金投入が続いており、この制度を復活させれば、さらなる公費負担が必要になり、到底国民の理解を得られるものではない。国民目線から遠くかけ離れた議長の決議・要望は許容できるものではありません。

よって国におかれては、各議長会が進める地方議会議員年金制度の復活には断固反対し、制度復活しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。

平成 29 年        年        日